

令和8年7月

定例教育委員会会議録

十日町市教育委員会

令和8年7月定例教育委員会会議録

1 開催日時、会場

令和8年7月24日（金） 13時30分～15時40分

川西庁舎 4階 第1研修室

2 出席

渡辺正範教育長、廣田公男委員、川崎正男委員、小堺沙織委員、久保田果奈子委員

3 説明のため出席した者

教育文化部長（小林良久）、教育文化部副参事（鈴木政広）、教育総務課長（田村隆）、学校教育課長（渡邊正文）、指導管理主事（長谷川成生）、生涯学習課長（樋口具範）、スポーツ振興課長（数藤貴光）、文化財課長（村山歩）、森の学校キョロロ副館長（小海修）

4 会議の内容

（1）会議録署名委員の指名

署名委員：川崎委員、久保田委員

（2）報告事項

① 共催・後援等報告

渡辺教育長

- ・事務局の説明を求めた。

各担当課長

- ・資料に基づき説明

② 報告第1号 十日町市コミュニティ・スクール推進協議会委員の委嘱について

渡辺教育長

- ・事務局の説明を求めた。

渡邊学校教育課長

- ・資料に基づき説明

（特に質疑なく了承した）

③ 報告第2号 十日町市通学路交通安全推進会議委員の委嘱について

渡辺教育長

- ・事務局の説明を求めた。

渡邊学校教育課長

- ・資料に基づき説明

（特に質疑なく了承した）

④ 報告第3号 十日町市学校給食検討委員会委員の委嘱について

渡辺教育長

- ・事務局の説明を求めた。

渡邊学校教育課長

- ・資料に基づき説明

(特に質疑なく了承した)

⑤ 報告第4号 十日町市食物アレルギー対応検討委員会委員の委嘱について

渡辺教育長

- ・事務局の説明を求めた。

渡邊学校教育課長

- ・資料に基づき説明

(特に質疑なく了承した)

(3) 協議事項

① 魅力ある十日町市立中学校づくり方針(案)について

渡辺教育長

- ・事務局の説明を求めた。

鈴木教育文化部副参事

- ・資料に基づき説明

廣田委員

- ・この「プロジェクトのまとめ」の配布範囲は。

鈴木教育文化部副参事

- ・今後、議会に配布する。

廣田委員

・一番問題になるのは、6ページの(3)各地域による判断の部分。新しい学校に入るか入らないかを判断するというのがこの(3)である。例えば10年後に開校とした場合、開校する4・5年前ぐらいには新しい中学校に入るか入らないかを地域は決める必要があると思う。その決定をすることはすごく難しい。

鈴木教育文化部副参事

・新しい学校に入るかの意思決定については、地域自治組織連絡協議会に伝えてある。地域自治推進条例に基づいて、公の施設の廃止についての意見をいただかなければならない。それが条例改正の前提条件になる。最後はその学校に入るかどうか、そのときに判断しなければならない。新しい中学校に入るか入らないか、今年度末か来年1月ぐらいに皆さんから聞いた段階で、学校規模を決めて、計画を組んでいかなければならないと思っている。

渡辺教育長

- ・立地が決まらなければ判断できないと思う。しっかりとした議論と納得感を持って選定できるかが重要である。

廣田委員

- ・前の計画のときに行った視察先では、教育委員会がきちんと説明して丁寧に住民の声を吸い上げてくれてよかったという感想があった。今回の方針についても住民の意見を吸い上げたが、ここから結果的に抜けた地域にしてみると、我々の意見を少しも吸い上げてくれなかったとか、説明が少なかったとか、後でみんな行政のせいにしたがる。新しい中学校を造った後、もっと初めから丁寧に説明してくれたら抜けることはなかったと言うかもしれない。その辺の進め方が難しい。

鈴木教育文化部副参事

- ・提言が出たとき、中期的には2校から3校、長期的には1校という話があった中で、中期的な視点の2校と3校をどこにまとめるかという話を地域自治組織とやり取りをした。その中で返ってきた答えが、自分たちは決められない、どういう学校に入るか分からないのに決められない、まずはどういう学校をつくるのか決めてほしいという意見であった。その結果、学校づくりの話を先に進めることとなった。新しい学校の形ができたとき、この形にのるかどうかの判断をしていただくことが大事になってくる。この説明は、地域自治組織連絡協議会だけではなく、地域に入って説明をしていかなければならない。

廣田委員

- ・6ページ(3)の1行の文言だが、これをどう捉えるか。皆さんの意見を聞いてよい学校を一緒に造っていこう、だから抜けないでほしいという前提で話を進めていかなければならないと思う。

鈴木教育文化部副参事

- ・どの地域も入ってほしいという意気込みで説明に入る。

廣田委員

- ・中学校を統合したほうがよいという意見が出始めた頃から、抜けるところは抜けて、入るか入らないかは地区で決めてほしい、というような十日町市教育委員会のスタンスが住民に伝わっていると思う。補足説明をしながら配ったほうがよい。

久保田委員

- ・検討委員会の地域の保護者の代表と一緒に検討した。様々な意見が出る中で、よくまとめてくれたという印象である。出席した皆さんの意見が吸い上げられた内容になったと思うが、少し色の濃いような意見は反映されにくかったとも一方では感じた。実際、理想的なものが出来上がったと感じたが、これをどう実現していくのか。私たち委員がどう役立っていけるのか想像がつかない。検討委員会に來られた方の中にも様々な意見があったが、財政の問題もあり、この先のことを考えると、できれば1校で進んでいけたらよいと感じた。

鈴木教育文化部副参事

- ・本当にいろいろな意見があった。ちゃんと理解いただくことが大事である。この方針の中でも、かなり突飛な中身があるが、そういうことは学校運営の中で決めていかなければならない。これからの学校は、選ばれる学校にならなければならない。地域の皆さんとの話し合いを進めていく。

川崎委員

・子どもの意見や考えが大事にされているところが評価できる。まとめ6ページの各地域による判断だが、今までの流れでこういう形になるのは致し方がないと思う。できれば1校という話も、今までやってきている流れをもってそのように言っているのは理解できる。それでもやはり1校ではなく、自分たちのところでという強い思いを出す地域もあるかもしれないということで、そういった地域も学びの特性を考慮したうえでの地域の合意形成を大事にする、そういう全体のつくりになっているので、よかったというのが感想である。

鈴木教育文化部副参事

・なるべくこれに沿って皆さんに手を挙げていただきたい。どうしても駄目な部分があり、地域の総意で手挙げをしないなら仕方がない。地域説明で、皆さんの意見をくみ上げながら説得していく。

小堺委員

・たくさんの意見が出たということは、皆さんが新しい中学校にたくさんの期待を持っているということ。今回のプロジェクトは、保護者委員がたくさん入っているということであり、保護者の方の意見が入った状態でこのような形になったのはすごくありがたい。強い意見を持った地域から納得していただくことはすごく難しい問題だと思う。人数が少なくなっていること自体はどの方も同じように思っていることである。新しい中学校が十日町の中で魅力あるものとして出来上がるのが楽しみである。

鈴木教育文化部副参事

・意見をまとめていくとだんだん1つの方向になっていくことが分かった。全体的に皆さんの考えていることは同じ方向性だったので、そういう面で方針の素案はまとめやすかった。子どもたちが、学校でやりたいこととして、友達関係を広げたい、ちゃんと学びたい、など明確だった。このような現場の声をこれからも地域の皆さんにお伝えしながら理解していただく必要がある。

渡辺教育長

・地域の実情もそれぞれ違うし、一人一人の考え方も当然違っているところもある。1つの形で方針を決めなければならない。ある時点できっちりと踏ん切りをつける、今その時点に差しかかっているところだと思う。この方針案については、50人という委員の皆さんの思いが凝縮された形になっている。それをベースに教育委員会としてどう意思決定するか。今この場で即決議というわけにいかないと思うので、皆さんから意見、指摘、疑問点などがあると思うので、次回の委員会までに内容を吟味、読み込んでいただき、意見等をお寄せいただきたいと思う。基本的には、地域に出向いてという話になるが、その前に、この案を教育委員会として決める必要がある。それを実施した上で、地域自治組織や議会に説明、パブリックコメントで意見を聴取するという形になる。次回までに意見等があったらいただき、いただいた意見を反映し、修正版を用意してそれを議論いただき、議決をいただきたい、という流れである。

(以上の質疑の後了承した)

(4) 議決事項

①議案第1号 十日町市立学校設置条例の一部を改正する条例案の承認について

渡辺教育長

・議案第1号を上程し、事務局の説明を求めた。

田村教育総務課長
・資料に基づき説明

川崎委員

・この度、飛渡第一小学校が環境大臣表彰を受賞したという記事を見た。飛渡第一小学校は、これまでもいろいろな地域との関わりで様々な教育活動を展開して、すばらしい教育財産を持っている。それが統合するに当たり、消えてしまうことがないように、教育委員会からも指導をしていただきたい。そうすることで、住民の方々が統合してよかったと感じ、新しい学校づくりにつながってほしいと期待している。

渡邊学校教育課長

・6月議会において教育長答弁にもあったように、今後の統合の重要な議題になってくるので、教育委員会としても今までの伝統をしっかり受け継ぐよう指導していきたいと思う。

廣田委員

・ちなみに、現在の児童数は何人か。

渡邊学校教育課長

・1年生が1人、3、4年生が1人ずつ、5年生が4人、6年生が3人、合計10人である。

(以上の質疑のあと、全員挙手で決定した)

②議案第2号 十日町市立学校学習者用端末等貸与要綱制定について

渡辺教育長

・議案第2号を上程し、事務局の説明を求めた。

田村教育総務課長

・資料に基づき説明

川崎委員

・今まで、かなりの割合で故障や壊れた端末があったと思う。それに伴い、どちらが補償するのかという問題があってこの要綱の制定に至ったのではないと思うが、その辺の事情についてはいかがか。

田村教育総務課長

・小学生に貸与しているiPadについては、それほど故障はないが、中学生に貸与しているWindowsのタブレットについては、蓋の接続部分が弱かったり、中学生なので使い方が乱暴だったりするせいなのかは分からないが、故障が多い。事情を聞く中で、考えられないような故障もある。現在は市が全て補償する状況であるので、今後はルールをつくり、児童生徒から適切に扱っていただき、保護者の方も見守っていただきたいということから、今回このような要綱をつくらせていただいた。

川崎委員

・20ページの第5条に「教育委員会が特に必要と認めるときはこの限りではない」とあるが、これは具体的にはどういう場合を想定されているのか。

田村教育総務課長

- ・ 手続上で、実際に在籍する期間と端末を貸出す、もしくは返却してもらうとき、この期間にずれがある場合を想定したものである。

川崎委員

- ・ 第8条の（2）に「使用方法及び使用時間を遵守すること」とある。使用時間はガイドラインで示されていくことになるのか。

田村教育総務課長

- ・ 使用時間については、それぞれの学校が決めている。

渡邊学校教育課長

- ・ 使用時間については、小学校は9時から6時までは使用できない。中学校は10時から6時までは使用できない。そのように設定されている。

廣田委員

- ・ 20ページ第6条第2項第4号に弁償その他のことが書いてある。アの「使用者の故意又は重大な過失による故障等」というのは、物理的にわざと踏みつけたとか、そういうことだと思うが、イの「この告示、要領及びガイドラインに違反した際に生じた故障等」というのは例えばどういうことを言っているのか。

田村教育総務課長

- ・ ガイドラインに基本的な使い方、使い方のルール等書いてある。こちらを違反した場合である。

廣田委員

- ・ 22ページ第12条の（4）に「故意または重大な過失」と書いてあるが、例えば手に持って走ったり、強い力を加えたりしないというのは、要するに手に持ったときは走ってはいけないということだと思う。ただ、駆け足はよいのか。例えば、うっかり落としてしまった場合はどうなるのか、特にここには書いていない。かばんから出そうとして机に置こうとしたときにうっかり落としたりすることもあるが、そういうときのことは書いていない。

田村教育総務課長

- ・ 重大な過失行為の場合に弁償を求めることができるということだが、今ほどのかばんから出そうとしたときに過って落としてしまうというような場合は、ただ過失になるので、その場合には基本的には弁償は求めないことになる。それ以外、例えば、使用時間を守らなければガイドライン違反になるので、使用時間を守らなくて、使い過ぎで過熱して壊れた場合は、弁償を求めることがある。

廣田委員

- ・ 22ページ第12条の（3）と（4）で、（4）に前項の規定にかかわらずと書いてある。この（3）と（4）は、20ページ第6条第2項第4号のア、イに相当する。このア、イには前項の規定にかかわらずとは書いていないので、（4）にも前項の規定にかかわらずはなくてよいと思う。誓約書の裏に「全額の弁償を求められます」とあるが、ここには①、②、③と分かりやすく書いてある。だが、要綱になると、面倒な表現になっている。①、②、③と同じように書いたほうがよほど分かりやすいと思う。

田村教育総務課長

- ・ご指摘の部分を誓約書に合わせた内容で整理させていただく。

廣田委員

- ・使用者は児童生徒及びその保護者と書いてあるが、保護者はこれを読んで理解すると思う。子どもたちに対して、分かりやすく書いたものを配るとか、教室に貼るとか、先生が説明するとか、そのようなことはあるのか。

田村教育総務課長

- ・子どもたちには、平仮名用の誓約書を用意する。先生方には、夏休み期間に使用方法についてレクチャーし、新学期から子どもたちに説明できるような体制を整えていきたいと考えている。

廣田委員

- ・子どもにもサインさせるというのは何か違和感がある。

田村教育総務課長

- ・確かに、小学1年生等に自署させることは酷な部分があるので、もう少し検討したい。

久保田委員

- ・全額弁償になった場合、いくらぐらいなのか。

田村教育総務課長

- ・用意するiPadは概ね6万円である。

久保田委員

- ・その子の特性によっては、親が注意しても壊してしまう場合もある。そういう子への配慮はあるのか。

田村教育総務課長

- ・子どもの特性というのはあると思うので、その辺は配慮する。

川崎委員

- ・値段の話なども含めて、ガイドラインは書かれているわけだが、ぜひ子どもたちにしっかりとこの書かれている内容を届けていただきたいと思う。学習に関係のない目的で使わないなど。今現場で話を聞くと、不適切な使い方もあると聞いている。これを機に、学校の教員を通して、子どもたちにしっかりとガイドラインに基づいて市が貸しているということを徹底したほうがよい。

田村教育総務課長

- ・夏休み期間に、学校にきちんと伝える。保護者にも分かりやすく伝えていくよう努力する。

(以上の質疑のあと、全員挙手で決定した)

③議案第3号 十日町市美術展開催要綱の一部を改正する告示の制定について

渡辺教育長

- ・議案第3号を上程し、事務局の説明を求めた。

樋口生涯学習課長

- ・資料に基づき説明

(特に質疑なく、全員挙手で決定した)

5 その他

(1) 十日町市民生委員推薦会委員の推薦について

事務局

- ・資料に基づき説明。小堺委員を選出したい旨説明。

(異議なし)

(2) 8月の主な行事予定について

- ・資料に基づき説明

川崎委員

- ・キョロロで新採用教員ボランティア研修があるが、どのような内容の研修をするのか。

小海森の学校キョロロ副館長

- ・新採用の先生方から、キョロロの森の中の外来種駆除の活動に参加をしていただく。

(3) 次回定例教育委員会の開催日時

- ・8月定例会 8月24日(月) 13時30分から開催することを確認した。
- ・9月定例会 9月29日(火) 9時30分から開催することを確認した。

以上で、15時40分に渡辺教育長が閉会を宣言した。

以上の会議録に誤りがないことを認め、ここに署名する。

会議録署名委員

会議録署名委員

会 議 書 記